

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（第3次答申。「適正な飼養管理基準の具体化」に係るもの）

I 背景・経緯

令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進や都道府県知事による不適正飼養に対する指導等の拡充措置等について新たな規定が設けられた。また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）が前回策定後から約5年後の平成30年度を目途として見直しを行うこととされていたことから、改正法の内容も踏まえた見直しが必要となっていた。

これらのことから、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき、改正法の施行に必要となる省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行うため、令和元年10月8日、環境大臣より中央環境審議会に対して、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方」について諮問され、中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第5条に基づき、令和元年10月9日に動物愛護部会に付議された。

この諮問については動物愛護部会での審議を経て、中央環境審議会会長から環境大臣に対して令和2年1月24日に第1次答申が、同年3月26日に第2次答申がなされた。

検討事項として残された諮問項目のうち、諮問3から5並びに9及び10（下記の諮問事項一覧を参照）については、実質的な内容は平成30年3月に環境省自然環境局に設置された「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、科学的知見等に基づき専門的な見地から検討が進められてきた。検討会は、検討結果を令和2年8月31日に「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会とりまとめ報告 適正な飼養管理の基準の具体化について」（以下「検討会報告」という。）として公表し、動物愛護部会は同年10月7日にその報告を受けた。動物愛護部会では、検討会報告の内容に基づき関連する環境省令の内容について検討を行い、第3次答申として取りまとめた。

●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（諮問）（抄） （別紙）

※太字が今回の答申案に関する項目

1. 法第5条第1項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について
2. 法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準について
3. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
4. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
5. 法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安

全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について

6. 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第 12 条第 1 項第 7 号の 2 の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について
7. 新法第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づき環境省令で定める、法人の使用人について
8. 新法第 12 条第 1 項第 9 号の規定に基づき環境省令で定める、個人の使用人について
9. 法第 21 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
10. 法第 24 条の 4 において準用する法第 21 条の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
11. 新法第 25 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態について
12. 新法第 25 条第 4 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について
13. 法第 35 条第 7 項の規定（法第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき環境大臣が定める、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
14. 法第 40 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める、動物を殺さなければならない場合の動物に苦痛を与えない方法に関し必要な事項について

II 答申の考え方

諮問 3 から 5 並びに 9 及び 10 に示された内容は、第一種動物取扱業者の登録の拒否事由に係る基準（登録基準）、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準（遵守基準）についてであるが、法の改正を受けてまとめられた検討会報告Ⅱ．基本的な視点を踏まえ、今般具体化する基準の対象は犬猫を取り扱う事業者全般とし、また、第一種動物取扱業に限らず譲渡団体等の第二種動物取扱業にも準用される基準とする。

この第 3 次答申は、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものであるが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める必要がある。

また、これまでの遵守基準については、法第 21 条第 1 項の環境省令で定める基準（法第 24 条の 4 第 1 項の規定に基づき第二種動物取扱業者に準用する場合を含む。）として、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「規則」という。）に規定されるとともに、規則に基づき定められた「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号）及び「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 25 年 4 月環境省告示第 47 号）に具体的な内容が規定されていた。今般の犬猫の飼養管理基準の具体化に伴い、自治体や動物取扱業者が基準を理解しやすいようにするという観点から、これら 2 つの細目は廃止し、細目の内容を含めた遵守基準を規定する「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」を新たに制定するのが適切である。

加えて、第一種動物取扱業の登録基準を定める法第 12 条第 1 項の環境省令で定める各基準について、遵守基準の具体化に伴い必要な準用規定を措置する必要がある。

Ⅲ 答申の内容

1. 基本的事項

(1) 基準省令の構成

検討会報告を踏まえて具体化した新たな基準と現行規定に定める基準を包括的に規定する「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」を新たに制定する。

これに伴い、現行の関連規定については以下の措置を講ずる。

- ・第一種動物取扱業の遵守基準を規定する規則第8条を削除する。
- ・第二種動物取扱業者の遵守基準を規定する規則第10条の9を削除する。
- ・「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年1月環境省告示第20号）を廃止する。
- ・「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成25年4月環境省告示第47号）を廃止する。

また、犬猫等販売業者によるマイクロチップの装着・登録等の義務（令和4年6月1日施行）について、今後のマイクロチップ関係省令の検討にあわせて、基準省令における遵守事項としても規定し、繁殖に係る基準の遵守状況の確認等に効果的に活用する方策を検討することとする。

(2) 基準省令の対象範囲

今般基準の具体化の対象とする事業者の範囲は、犬猫を取り扱う事業者全般とする。具体的には、第一種動物取扱業者のうち、犬猫の販売業（ブリーダー、ペットショップ等）、保管業（ペットホテル等）、貸出業、訓練業、展示業（猫カフェ等）、競りあっせん業、譲受飼養業（老犬・老猫ホーム等）を含み、第一種動物取扱業者（営利）に限らず、譲渡団体等の第二種動物取扱業者（非営利）をも含む。

(3) 基準省令の施行期日

令和3年6月1日（令和2年政令第240号）とし、一部の規定については経過措置を設ける。環境省、関係行政機関、第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者等の連携を図り、基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める。事業者が犬猫の飼養環境の改善を図るとともに、これらの環境づくりを進めるために必要な期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、施行期日をずらす、施行期日を段階的に設定する（段階的に頭数を制限する）等の経過措置を設ける。

なお、仮に遺棄、殺処分等が行われるようなことがあれば、速やかに刑事告発を行うなど法違反として厳正な対処を行うとともに、一部の基準の経過措置期間中においても、新たに規定した体表が毛玉で覆われた状態等の犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準その他の基準は令和3年6月1日から適用されることから、それらを運用して、適正飼養を担保する必要がある。また、経過措置を定めた基準との乖離が大きい事業者等については、経過措置期間中に集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できないと判断される場合は、取消しを視野に厳格な対応を行う必要がある。

(4) 犬猫以外の動物の取扱い

今回の改正事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。

2. 施策の効果的な取組を推進するための措置

(1) 基準の解説書（仮称）の策定

事業者及び事業者の指導監督を行う自治体職員に対し、基準の考え方や基準を満たす状態等をわかりやすく示すとともに、それぞれの事業者が基準に適合するだけでなく、よりよい飼養管理を実現することができるよう、基準の具体化に併せて以下の事項を説明する「基準の解説書（仮称）」を策定する。

- ① 基準を満たす状態（満たさない状態）の例示
- ② 基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③ 基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方 等

(2) 自治体の取組の支援の充実

基準を満たさない不適切な状態を放置し、速やかに改善する意志がないような悪質な事業者に対しては、勧告、命令、取消処分、刑事告発といった手段を効果的に活用するといった厳格な対応が必要となる。このため、(1)の基準の解説書（仮称）の策定に加え、環境省は、基準省令が施行される令和3年6月以降、自治体が不適正事業者に対して厳格に対応するための相談窓口を設置し、これらの行政処分に関するノウハウの蓄積や自治体へのフィードバックを推進する。

(3) 国民的な議論の推進

譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要がある。繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の周知を図る効果的な普及啓発手法や譲渡のためのネットワーク形成のあり方、一般家庭のみならず犬猫が多様な活躍の場を得られる方策の検討など、多面的な取組を進めるための議論の場を設置することが必要である。

また、長い品種改良の歴史の中で、母体の安全のために帝王切開による出産が基本となる犬種や特有の疾患のリスクがある犬種や猫種が存在することなどを踏まえ、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方について、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていくことが必要である。同時に、飼養する動物やその入手先等に関して、消費者が意識を向けるような教育や情報提供も重要である。

(4) 事業者の主体的な取組の推進

動物取扱業の更なる適正化のためには、基準省令で定める新たな飼養管理基準の遵守を徹底するだけでなく、事業者が主体的に飼養管理の質を向上させる取組を進めることが重要である。事業者が専門家の助言を得て飼養管理の状況を評価し、改善につなげる方法や、優良な事業者が消費者から評価される仕組みなど、より良い飼養管理が促進されるよう、その具体的方策の検討が必要である。